

赤ちゃん祝金のお知らせ

東北町では、次代を担う出生児の健やかな成長と町の人口増加及び活性化に資することを目的とし、赤ちゃん祝金を支給いたします。

★赤ちゃん祝金の額

第2子	250,000円
第3子以降	350,000円

☆支給対象者

以下の二つに該当する場合、対象者となります。

- ①東北町に、第2子以降の新生児の出生届を提出し、かつ住所を東北町に定めた保護者。
ただし、第2子以降とは、現在生計を同じくしている児童(出生から18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者)から起算したものとする。
※住所の認定は、住民基本台帳によるものとする。
- ②誕生日1年以上前から継続して東北町に住所を有する保護者。ただし、1年を経過しないときは、出生の前後を通じて1年以上継続して東北町に居住すること。

☆資格の喪失

申請者が下記に該当する場合は、赤ちゃん祝金を支給できません。

- ①出生の日から1年以内に申請しなかったとき。
- ②町税及び国民健康保険税の滞納があるとき。
- ③その他町長が祝金の支給を適当でないと認めたとき。

☆申請書の提出

祝金の支給を受けようとするときは、出生の日から1年以内に役場福祉課に東北町赤ちゃん祝金支給申請書を提出して下さい。

☆支給の決定

申請があったときは、調査を行い、申請のあった日の翌日から起算して原則30日以内に支給の可否を決定し、申請者に通知いたします。

☆支給方法について

祝金は申請者の口座へ振込いたします。(R2年度～)
支給の決定にあたって、ご連絡させていただくことがあるのでご協力よろしく申し上げます。また、質問等ございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

東北町役場 福祉課 児童福祉係
TEL 0176-56-3111(内線134)